# 1 はじめに

1.はじめに
2.川づくりの進め方
3.計画の策定について
4.計画策定後の進め方について
5.協議会開催の経過
6.将来像計画の構成

# 1.はじめに

昭和5年、荒川の放水路として開削された荒川下流部は、東京の東部及び埼玉県南部地域を洪水から守るとともに、地域の社会、経済、文化等と深くかかわり、様々な恩恵を地域住民にもたらしてきました。

現在、荒川には広大な水面、ヨシ原などの水生植物群落や、草地等が広がり、魚類、昆虫類、鳥類など多くの野生生物が生息する場で、東京の都心部では、唯一最大の自然空間です。全国的に水辺環境への関心が高まっている中で、荒川は、地域の将来にとって、また、渡り鳥の中継地として、我が国の将来にとって、非常に重要な財産として期待されています。

一方、荒川の河川敷は、周辺の都市住民にとって、雄大な自然の中に身を置くことの出来るアメニティ空間であり、また、公園、グラウンド等として利用できる場としても貴重な空間となっています。しかし、近年では、沿川都市地域にまとまったオープンスペースの確保が困難なためややもすると公園、グラウンド等としての利用が先行する状態にあり、荒川らしい自然環境の喪失が懸念されています。

それに対して、荒川の自然に関心を持つ住民団体の活動も活発で、自然豊かな川づくりへの様々な意見が提案されており、その自然の保全が大きな課題となっています。

そのため、従来の河川改修方式への反省も踏まえ、河川の自然環境の保全と創出について配慮した多自然型川づくり事業も実施されるようになってきました。

このように、新しい荒川の姿を求めて様々な動きが活発化しつつある現在、そのあるべき姿について検討し、新しい荒川の将来像を明らかにして、今後の川づくりのスタートとすることは大変に重要なことと考えられます。

そのため、荒川下流部の沿川2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）と当該区間を管理している建設省荒川下流工事事務所は「荒川の将来を考える協議会」を設け、荒川下流部の将来像について検討してきました。

このたび、その成果を取りまとめ、協議会として「荒川将来像計画」を策定しました。荒川将来像計画の策定に当たって、協議会は計画案を公表し、これに対する意見書を公募しました。その結果、荒川の望ましい姿に向けての熱意あふれる171通の意見書が寄せられました。これらの意見書を提出された方はもちろんのこと、計画案の説明会やシンポジウムにご参加くださった方々、計画案の閲覧場所に足をお運びいただいた方々など、この将来像計画の策定に何らかの形で関わった全ての方々に協議会として厚く御礼申し上げます。協議会では、いただいたご意見について一つ一つ検討し、妥当なご意見であると判断

したものについては、計画案を変更して将来像計画を策定していますが、将来の課題であると判断したものについては、その旨回答書の中に記述し、課題を明確にしたうえで将来像計画を策定しています。

しかしながら、将来像計画の策定をもって荒川が望ましい姿になったわけではなく、まさにこれから荒川の望ましい姿を少しずつでも実現していくために行動していかなければなりません。そこでは、市民の方々が川への関心を持ち、川づくりへ積極的に参加されることが大変重要であると考えます。今後とも、皆様方のご協力をお願い申しあげます。

# 2.川づくりの進め方

流域の人々が、荒川に期待している機能と価値は、実に様々です。近年では洪水を安全に流下させるだけでなく、河川の本来の持つ多様な機能の実現に積極的に目が向けられるようになってきました。

この多様な機能とは、例えば、以下のようなものがあげられます。

①荒川は、南関東の平野部に残された数少ない身近でまとまった自然の残る水辺環境であり、多様な生態系を育んできました。また、周辺の街の中での自然がほとんど失われたことから、荒川における積極的な自然の保全、創出が渇望されています。

②荒川は、東京東部地域最大のオープンスペースであることから、野球、サッカー、ゴルフ等の広い空間を必要とするスポーツの利用に対する要望が従来から強いところですが、近年はそれ以外のスポーツ・レクリエーション（サイクリング、マラソン等）に対する要望も高まっています。また、荒川は、大都市東京に住む人々が日常的に触れ合える身近な自然が広がることから、日々の生活の中で、一時の間、都会のけん騒を離れて、ゆったりと身をあずけられる「癒し（いやし）」の場にもなるといえます。雄大な河川景観の中での散策や釣り、植物観察やバードウォッチング等のほか、学校や家庭での環境教育のフィールドとしての活用も注目されています。

③荒川は、物流のためのタンカーや貨物船、遊覧のための水上バスやプレジャーボート等の船の航行や漕艇用ボートの練習など、規模や能力の異なる船による水面利用が多くなされ、より一層の水面利用への要望が強まっています。また、水面は、冬期はカモの生息場所であり、夏場にはカルガモの繁殖区域となるなど、生物の生息域となっています。そのため、これら多様な水面利用の総合的な調整が求められています。

④荒川はその堤内地に莫大な人口や資産を抱えていることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防、スーパー堤防を整備することとしています。スーパー堤防の整備により、洪水に強い街づくりが可能になるとともに、川へのアクセスが容易になり眺望の開けた水と緑のうるおいある街づくりが可能になります。このため、堤内地と河川敷を一体として考える街づくりが求められています。

⑤広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所としての役割が期待されていますが、平成７年１月の阪神・淡路大震災を機に新たに緊急物資輸送や他の避難場所との連携強化など、よりきめ細かい備えが求められています。

## 川づくりの新たな視点

しかしながら、これら多様な機能は例えば自然の保全とグラウンド利用を一箇所で両立することが困難なように、しばしば相反する性格を有するものです。そこで、これらを総合的に調整するため、次の３つの考え方を川づくりの新たな視点として導入することとします。

●これからの川づくりには、本来、川の持っている機能をより重視し、これらを発展させることを基本とし、そのうえで、荒川全体を一体とみる視点にたって治水、利水、利用環境と自然環境の調和を図ることが重要です。

●これからの川づくりは、今までのように各市区が個別に進めるのではなく、沿川自治体及び河川管理者が共同して、荒川沿川のよりよい街づくりに貢献するような総合的な計画を策定していく必要があります。

●これからの川づくり計画では、単に創るためだけのものでなく、荒川を守り育ててゆく計画としても機能するように、計画段階から、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する市民の方々の協力を得ること、そしてそれらの過程を通じ荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが大切です。

# 3.計画の策定について

ここまで述べた川づくりの考え方をふまえ、沿川自治体と河川管理者は、両者一体となった協議会を設け、将来像計画を策定することとしました。

## (1) 荒川将来像計画を支える協議会

沿川自治体首長と河川管理者によって構成される「荒川の将来を考える協議会」は、長期的、広域的な視野に立ち、荒川における魅力的な川づくり、地域づくりにあたっての合意形成とその推進を図りつつ、荒川の将来に向けた具体的な行動の実施主体として、主導的な役割を担うことを目的に設立されたものです。

また、協議会は将来像計画の策定にとどまらず継続的に設置され、将来に向かって市民、沿川自治体、河川管理者が相互に協力して、荒川の川づくりを担っていくための中心的な役割を果たしていきます。

## (2) 荒川の将来を考える協議会委員

- 江東区長
- 江戸川区長
- 墨田区長
- 葛飾区長
- 足立区長
- 北区長
- 板橋区長
- 川口市長
- 戸田市長
- 建設省荒川下流工事事務所長

## (3) 将来像計画の位置付け

将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、荒川水系の工事実施基本計画や河川環境管理基本計画（河川空間管理計画、水面利用計画）等法的位置付けのある計画の内容を包括したものです。そこで、建設省では、将来像計画策定後は、将来像計画で定められた内容を反映するため、「直轄河川改修計画」（新しい川の横断形状を位置づける。）及び「荒川水系河川空間管理計画」（ゾーニングを位置付ける。）の２つの既定計画について必要な箇所の改定を行うこととしています。

沿川自治体・建設省では将来像計画の主旨に沿って荒川の工事、管理を行うことになります。

## ⑷ きめ細かい計画策定手順を

これからの川づくりには、市民が川への関心や理解を持ち、積極的に参加することが大変重要です。

そのために、将来像計画の策定にあたっては、下記のような手順で進めてきました。

①将来像計画（案）の策定

協議会は議論のたたき台として将来像計画（案）を作成しました。

②将来像計画（案）の公表と周知

将来像計画(案)を住民の方々に知っていただくため、次の方法により、将来像計画(案)を公表しました。

**・閲覧**

特定の場所で計画（案）を公表し、市民の方々に閲覧できるようにしました。

**・説明会**

計画（案）の説明会を開催しました。

**・シンポジウム**

計画（案）に関する情報提供を含め、将来の川づくりなどを議論するシンポジウムを開催しました。

③意見書による意見集約

住民の方々から、意見書を提出していただき、意見の集約を行いました。

④関係機関からの意見聴取

東京都及び埼玉県の関係部局等から意見聴取を行いました。

⑤将来像計画の策定

協議会は集約した意見をもとに、計画（案）を修正し、将来像計画を策定しました。

⑥将来像計画の公表と周知

特定の場所で計画を公表し、住民の方々に知っていただきます。

⑦荒川市民会議（仮称）の設立

荒川のあるべき姿について、市民が議論を深め、その実現に向けて行動することを目的とした市民会議を設立します。市民会議は、「荒川の将来を考える協議会」を含め、広く世の中に提言することができます。

# 4．計画策定後の進め方について

荒川将来像計画は、沿川自治体や流域住民の皆様等多くの方々の協力を頂き計画策定に至ることができましたが、これは、荒川をあるべき姿にしていくための第１歩を踏み出したにすぎません。将来像計画では、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能するように、計画段階から、沿川自治体や河川管理者だけでなく、河川を利用する地域住民の方々の協力を得ること、そしてそれらの過程を通じ荒川を守り育てる体制づくりを行うことを重要な視点のひとつとしてきました。

そこで、荒川に思いのある人・主要な占用者・学識経験者・市区の行政担当者・河川管理者である荒川下流工事事務所の担当者が集まり、荒川について勉強し、オープンな会議を行う荒川市民会議（仮称）を９地区（２市７区）に各々１つ設置します。この市民会議で、荒川のあるべき姿について議論し、会議として得られた結論については、協議会も含めて広く世の中に提言していただきます。協議会はこの提言を尊重します。

市民会議の設置に限らず､個別事業の実施･荒川のあるべき姿の実現に向けて市民の方々の協力を得て、以下のように進めていきます。

## (1) 将来像計画の周知

次の方法で、将来像計画の周知を図ります。これらの詳細については、沿川自治体及び建設省荒川下流工事事務所の窓口までお問い合わせください。

・閲覧

特定の場所で、市民の方々が計画を自由に閲覧できるようにします。

・販売

計画書を手に入れたい方には、計画書を販売します。

## (2) 荒川市民会議（仮称）の設置と支援

①設置目的及び運営の原則

荒川のあるべき姿の実現にむけて市民に参加していただく場として、荒川市民会議（仮称）を９地区（２市７区）で各々１つ設置します。なお、名称等は会の構成員で協議のうえ決定されることとなりますが今回は市民会議と呼ぶこととし、その目的、運営の原則を以下のように定めます。

## 荒川市民会議設立趣意書

荒川下流部の沿川市区には約170万人の人が住み、荒川は多くの人々にとりふるさとであり生活していく場であり続けるでしょう。

荒川市民会議は、荒川の将来をより良いものにしていくために、立場や思想の違いを越えて、市民や学識経験者、企業、行政が互いの持つ英知を提供し合おうとするものです。

荒川市民会議は、荒川の持つ様々な価値や機能について知識を深め、これを守り育てていくことを活動の目的とします。

荒川市民会議は、自己を研鑽し、自己の責任において考え行動し、互いの人格を認め合い、互いに協力し合う人々の集まりです。

## 荒川市民会議の運営の原則

1．それぞれの自由な立場で自由な発言を行う

荒川市民会議は構成員全員が平等で自由な立場から公に発言する場であり、社会的な地位や役割によって発言が制約されたり、非難や中傷されたりすることのないようにします。

2．互いの発言を尊重し合うこと

構成員は各々様々な人生を経て形成された人格を持っており、各々の発言や行動はその人格に基づくものですから、決してこれを否定してはいけません。

また、構成員は各々自己の現在の人格に満足することなく、更なる研鑽を積み、発言を尊重してくれている他の構成員の姿勢に応えなければなりません。

3．お互い真摯に納得のいくまで議論を行う

構成員は、自ら研鑽するとともに真剣に議論することとし、充分に時間をかけ合意に至るように努力します。

4．荒川のよりよい将来を実現するために、善意に基づき発言し行動する

荒川のより良い将来を実現することは、全ての人々の望みであると考えており、構成員は各々自己の責任において、荒川のよりよい姿やあるべき姿に向けて、お互いにパートナーシップを発揮し、一歩一歩行動していきます。

②構成及び性格等については、原則を以下の様に定めます。

構　　成

・市民

・学識経験者

・主たる占用者

・当該市区、荒川下流工事事務所の行政担当者

性格及び役割

・構成員のうち市民の方は、荒川に思いのある人の応募により、参加して頂きます。

・議論の経過・結果が公表されるなどオープンな会議とします。

・荒川について学び、あるべき姿について考え、議論し、行動する場とします。

・会議として得られた結論は、協議会も含めて広く世の中に提言します。

③協議会との関係

協議会は市民会議の運営を支援するとともに、市民会議の提言を尊重します。なお、市民会議の運営については、構成員相互の協議により行うこととし、事務局は、沿川自治体・荒川下流工事事務所が受け持つこととします。

市民会議の具体的活動としては次のようなものが期待されます。

・荒川に関する知識を深めるための学習、情報交換

・荒川のあるべき姿についての討議

・荒川に関する計画、事業への参画

・荒川を守り育てていくための提唱、活動

・その他、荒川の将来をより良いものにしていくための活動

## ⑶ 計画の実施、個別の事業に関する検討体制

将来像計画の地区計画書の中で、短期計画として行政が実施することを位置づけられている事業のうち、詳細が固まっているものについては、関係機関において鋭意これを実施します。未だ詳細が固まっていない事業については、市民会議の協力を得る他、必要に応じて個別の事業毎に説明会や検討会を設置し、広く市民の意見を計画の具体化、設計や管理方法に反映させていくこととします。

また、行政のみでは解決が難しい水質やゴミ、グラウンド使用のモラル向上については、クリーンエイド、荒川クリエーション、各市民団体の方々にも協力頂きながら問題解決を図っていきます。

図っていきます。

## ⑷ 講習会の実施

荒川に関する様々な側面に対して理解を深めていただくことは、荒川のよりよい姿を実現するうえで重要です。そこで、様々な専門分野から学識経験者を招いて、講習会やフィールドワークを実施していくこととします。また、クリエーション、市民団体主催の行事と協力したり、それらを支援して広報活動を行い、幅広く市民の方々に未来の荒川のあるべき姿を考えて頂ける場づくりを行います。

## ⑸ 関係部局との調整

「荒川の将来を考える協議会」は、これまで荒川の下流部で様々な事業を展開してきました。今後とも荒川をより良くしていくために行動していく行政機関で構成されています。

しかしながら、荒川の今後を考えていくうえでは、関連する他の行政機関による支援も重要になってきますので、これらの行政機関とも調整を図っていきます。

# 5．協議会開催の経過

この荒川将来像計画は、協議会の場で検討を行い作成してきました。現在までの協議会開催の経過は次のとおりです。

## 荒川の将来を考える協議会の開催経緯

| 時　期 | 将来像計画関連議事 |
|---|---|
| 平成7年1月31日<br>（第1回協議会） | ・協議会の目的について<br>・荒川将来像計画（仮称）の策定について<br>・全体計画（方針及び素案）について |
| 平成7年5月12日<br>（第2回協議会） | ・将来像計画原案について<br>・主要な調整事項等について |
| 平成7年8月23日<br>（第3回協議会） | ・将来像計画（公表案）の検討<br>・意見聴取の手続きについて |
| 平成7年10月27日<br>（第4回協議会） | ・将来像計画（公表案）の合意<br>・意見聴取の手続きについての合意 |
| 平成8年4月11日<br>（第5回協議会） | ・将来像計画の策定の合意<br>・今後の将来像計画の展開について |

# 6．将来像計画の構成

荒川将来像計画は、下記の２つから構成されています。

●全体構想……荒川下流部全体の骨格を示すものとして、現在考え得る将来の望ましい姿を示したものです。

●地区計画……全体構想の方針に従い、市区毎に概ね10年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

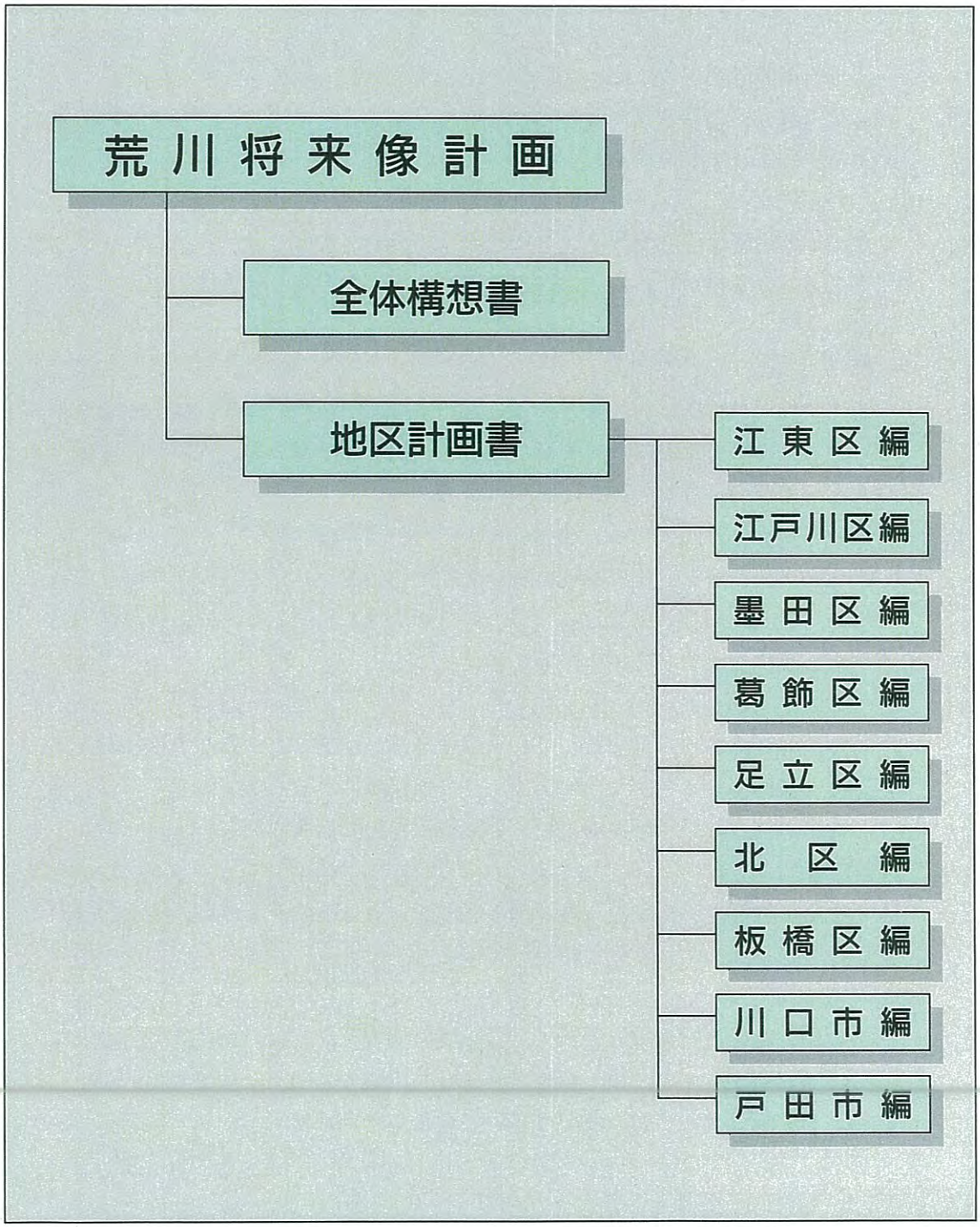

この冊子は、荒川下流部全体の将来像を説明した全体構想書で、構成と内容は次のようになっています。

## 荒川将来像計画全体構想書

1．はじめに

現在の荒川下流部の課題を概説し、これらの課題を解決する上で前提となる視点を提示しています。これは、将来像計画策定の契機について説明しているとも言えます。

また、この視点に沿って、将来像計画の策定の仕組みや構成について述べています。

2．計画策定の考え方

荒川将来像計画の骨子がここで述べられています。将来像計画の理念とその理念を実現するための具体的な方針を示すことにより、将来像計画の概要はこの章で尽くされています。

3．自然豊かな川を創る

この３章以降は、２章で述べた方針を詳しく説明するものです。

ここでは、荒川らしい自然の保全と創出のための考え方と具体的な方法を定めています。

4．荒川の適正な利用を図る

荒川全体が首都圏の自然軸となるように前章で示した自然地の計画を踏まえつつ、人々の様々な利用形態をバランスよく受け入れるため、荒川下流部全川にわたってゾーニング計画を定めています。

5．川らしさを生かしながら、快適に楽しめる川を創る

前章のゾーニング計画で草地系及び施設系利用地として位置づけられた地区について、荒川の自然と共存しつつ、河川を快適に利用するための施設整備の考え方と具体的な方法を定めています。

6．安全な川を創る

首都圏を貫流する大河川として、洪水や高潮、地震などの自然災害に対しての備えを実施することが荒川の川づくりの前提条件となります。ここでは、荒川における治水対策や耐震対策について位置づけています。

補足説明編

ここまでの記述の中で、より詳細に説明すべきことや、より専門的な記述が必要なことについて、ここで補足しています。

策定経過資料編

将来像計画の策定過程において、計画案の公表とそれに対する意見書の募集を行っています。ここでは、意見書の要旨と協議会の回答、計画（案）からの修正点、計画（案）公表の概要について記載しています。